

第 2 回

熊本県議会

有明海・八代海再生及び地球温暖化対策
特別委員会会議記録

平成27年6月29日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第2回 熊本県議会 有明海・八代海再生及び地球温暖化 対策特別委員会会議記録

平成27年6月29日（月曜日）

午前10時0分開議

午後0時14分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (2) 地球温暖化対策に関する件について
- (3) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員（16人）

委員 長	小早川 宗 弘
副委員 長	湊 上 陽 一
委員	西 岡 勝 成
委員	村 上 寅 美
委員	前 川 收
委員	岩 中 伸 司
委員	城 下 広 作
委員	吉 永 和 世
委員	坂 田 孝 志
委員	浦 田 祐三子
委員	磯 田 毅
委員	西 山 宗 孝
委員	岩 本 浩 治
委員	末 松 直 洋
委員	山 本 伸 裕
委員	吉 田 孝 平

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部 長 田 代 裕 信

環境局長	坂 本 孝 広
環境政策課長	家 入 淳
環境立県推進課長	佐 藤 美智子
環境保全課長	川 越 吉 廣
自然保護課長	川 上 信 久
首席審議員兼 廃棄物対策課長	岡 田 浩
企画振興部	
審議員兼 交通政策課課長補佐	前 田 隆
商工観光労働部	
新産業振興局長	渡 辺 純 一
産業支援課長	古 森 美津代
エネルギー政策課長	村 井 浩 一
農林水産部	
生産局長	園 田 誠
水産局長	平 岡 政 宏
農林水産政策課長	白 石 伸 一
農業技術課長	下 舞 睦 哉
園芸課長	潮 崎 昭 二
畜産課長	中 村 秀 朗
農地整備課長	西 森 英 敏
森林整備課長	赤 羽 元
林業振興課長	宮 田 修
森林保全課長	三 原 義 之
水産振興課長	木 村 武 志
漁港漁場整備課長	長 井 英 治
水産研究センター所長	平 山 泉
土木部	
総括審議員兼 河川港湾局長	渡 邊 茂
土木技術管理課長	緒 方 進 一
都市計画課課長補佐	下 村 正 宣
下水環境課長	宮 本 秀 一
河川課長	村 上 義 幸

港湾課長 平 山 高 志
建築課長 清 水 照 親
審議員兼建築課
建築物安全推進室長 井 手 秀 逸
教育委員会事務局
義務教育課長 浦 川 健一郎
企業局
次長兼総務経営課長 福 島 裕
審議員兼総務経営課
荒瀬ダム撤去室長 吉ヶ嶋 雅 純
工務課長 武 田 裕 之
警察本部
交通部参事官 岩 本 信 行

事務局職員出席者
政務調査課主幹 濱 邊 誠 治
議事課 主幹 東 昭 宏

午前10時開議

○小早川宗弘委員長 それでは、ちょうど10時になりましたので、ただいまから第2回有明海・八代海再生及び地球温暖化対策特別委員会を開会いたします。

きょうは、執行部を交えた本年最初の委員会です。一言私のほうから御挨拶を申し上げます。

本委員会は、御承知のとおり、1つ目は、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件、2つ目は、地球温暖化対策に関する件という2つの調査事件が付託されております。

どの調査事件も、本県にとっては非常に重要な課題でありますし、幅の広い分野となりますけれども、委員の先生方の活発な御意見、御提案をいただきながら、それぞれの施策や事業を充実させていきたいというふうに考えているところであります。

今後1年間、洲上副委員長とともに、円滑な委員会運営に努めてまいりますので、引き続き、委員の先生方並びに執行部の皆さん方

の御協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

簡単ではありますが、委員長としての御挨拶とさせていただきます。

それでは、副委員長からも一言御挨拶をお願いします。

○洲上陽一副委員長 おはようございます。副委員長の洲上でございます。

今後1年間、小早川委員長を補佐し、円滑な委員会が行われますよう、精いっぱい努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、委員の先生方並びに執行部の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、御挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 それでは、執行部関係部課職員の自己紹介を受けたいと思います。

自己紹介名簿の順に自席からお願いをいたします。

（田代環境生活部長、坂本環境局長～岩本交通部参事官の順に自己紹介）

○小早川宗弘委員長 なお、自己紹介以外の職員の方については、お手元に配付しております委員会資料の関係部課幹部職員名簿のとおりでございます。

次に、執行部を代表して、田代環境生活部長から挨拶をお願いいたします。

○田代環境生活部長 委員会の開会に当たりまして、執行部を代表して御挨拶申し上げます。

県議会におかれましては、これまで環境対策特別委員会として御審議をいただいていたところでございますけれども、このたび新たに有明海・八代海再生及び地球温暖化対策特別委員会として、有明海、八代海の再生、そして地球温暖化対策、この2項目につきまし

て御審議いただくこととなりました。

引き続き、御審議、御指導方よろしく願い申し上げます。

審議項目に係る状況でございますけれども、有明海、八代海の再生につきましては、平成15年3月に策定しました有明海・八代海等再生特別措置法に基づく県計画、これと平成16年2月の県議会からの御提言に沿いまして、森林の整備や生活排水対策、漁場環境の改善や栽培漁業の推進など、川上から川下、そして海に至る総合的対策に取り組んでおります。

海域の環境は、近年、全水域の7割が環境基準を達成し、ほぼ横ばいで推移しており、また、漁獲量は減少傾向にあり、有明海、八代海の再生はいまだ道半ばの状況でございます。

県としましては、関係県とも連携した県の取り組みとともに、政府提案や九州知事会の要望等、機会あるごとに国に対して有効な対策の実施を要望しております。

これを受け、国の総合調査評価委員会におきましては、海域環境変化及び水産資源減少の要因分析と再生方策も含めた報告が来年中に取りまとめられる予定でございます。

さらに、今年度から、有明海において泥土の堆積状況や海底地形に係る調査を行うと伺っております。

今後とも、必要な対策に取り組み、有明海、八代海の再生に向けて努力を続けてまいります。

次に、地球温暖化対策につきましては、平成21年3月の県議会からの提言を受け、翌年に熊本県地球温暖化の防止に関する条例を制定しまして、くまもとらしいエコライフの県民運動を初め、事業活動、交通、家庭、森林吸収源の各対策を進めております。

東日本大震災以降、火力発電の増加等に伴いまして、温室効果ガス排出量が増加しておりますけれども、さきのドイツでのG7サミ

ットにおきまして、2030年、15年後に向けての我が国の温室効果ガスの削減目標案を安倍首相が表明されたところであります。今後、国の地球温暖化対策計画の検討が進められます。

また、本年12月には、京都議定書にかわる新たな国際的枠組みも決定予定であり、本県の地球温暖化対策についても、さらなる取り組みが必要と考えております。

今後、低炭素社会の実現に向けた県議会の提言に沿いまして、施策の推進を図り、温室効果ガスの排出削減の促進に努めてまいります。

本日は、今年度初めての審議でございますので、これまでの経緯や現状とあわせて、本年度における取り組み等について御説明することとしております。

詳細につきましては、この後、関係課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○小早川宗弘委員長 では、お手元に配付の委員会次第に従い、付託調査事件を審議させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議題1、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件及び議題2、地球温暖化対策に関する件について、一括して執行部から説明を受け、その後、質疑は議題ごとに行いたいと思っております。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、説明につきましては、簡潔をお願いをしたいと思います。また、説明者は、着座にて説明をお願いいたします。

それでは、執行部から順次説明をお願いいたします。

それでは、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について、①有明海・八代海の再

生について御説明をお願いします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

有明海、八代海の再生についてでございますが、まず、冒頭に申しわけございませんが、資料の訂正がございます。

14ページの1行目、表題の番号が(2)になっておりますが、正しくは(3)ですので、申しわけございません。念のため、お手元に正しいものを配付しております。よろしく願いいたします。

それでは、資料の9ページをお願いいたします。

1のこれまでの経緯等につきまして、ポイントを絞って説明させていただきます。

平成12年7月から翌年にかけて発生した甚大な赤潮被害を発端として、さまざまな対策に取り組んでまいりました。

まず、①のノリ被害等に対して、平成13年1月に、熊本県ノリ被害対策本部を設置、緊急対策を実施しております。

②では、同年10月に、関係27課から成る政策調整会議を設置、当時の環境対策特別委員会からの御提言等を踏まえながら、同年12月に、有明海、八代海再生に向けた総合計画を策定しました。

③では、地元の要望を受け、有明海及び八代海を再生するための特別措置法が平成14年11月に成立し、これを受けまして、④ですが、国の基本方針が示され、県でも、有明海・八代海再生に向けた熊本県計画を策定しております。

資料の10ページをお願いいたします。

⑤ですが、平成15年6月定例会で有明海・八代海再生特別委員会が設置され、翌年2月定例会で県計画を着実に推進するための提言がなされております。

次に、(3)の国の動向です。

①では、特別措置法に基づき、促進協議会

が組織され、関係6省庁と関係6県が連携をとりながら協議が行われています。

②では、特別措置法に基づき、有明海・八代海総合調査評価委員会が設置され、委員会報告が平成18年12月に主務大臣や関係県に提出されました。その後、特別措置法を改正し、平成23年10月から再開、現在も検討が進められているところです。従来から検討の加速化を要望していたところ、平成28年をめどに取りまとめを行うとされています。

③の有明海漁場環境改善連絡協議会は、平成17年に設置され、沿岸4県及び4県漁業者が構成員となっています。

昨年10月、有明海の再生に向け、関係4県が協調した取り組みを進めるための話し合いの場として、知事レベル会合の位置づけや、水産庁及び農村振興局の担当課長も加わるなど、組織の拡充が図られました。

資料の11ページをお願いします。

(4)の関係県との取り組みですが、関係6県で、有明海・八代海再生推進連絡協議会を平成16年度から設置、クルマエビの共同放流事業や有明海沿岸4県クリーンアップ事業などに取り組んでいます。

最後に、(5)の県の取り組みです。

これまで、有明海・八代海再生に係る提言で示された方向性に沿って、以下に記載しております諸施策を実施してまいりました。

これらの取り組みにより、一定の成果は上がりましたが、有明海、八代海の再生に向けて、引き続きこれらの対策に取り組んでいく必要があると考えております。

また、昨年度は、新たに関係県と連携して、九州知事会や九州議長会、有明海・八代海再生推進連絡協議会を通じて、検討の加速化や有効性が認められる対策の促進について、国に要望を強化してまいりました。

その結果、国は、平成28年中に再生方策を示すとし、さらに、先週、二枚貝の生育の調査を行う旨の報道がなされておりましたが、

これを皮切りに、平成29年度までの3年間で集中的に海底地形調査や泥土堆積調査及び二枚貝類等の資源回復に向けた調査等に取り組むこととなっております。

今後は、国が示すとしている再生方策が確実に実施されるよう、予算の確保や事業のメニューの拡充などについて、あらゆる機会を通じて、国への要望活動を強化してまいります。

なお、参考までに、16ページに別紙1として特別措置法の概要を、18ページに別紙2として県計画の概要を添付しております。

これまでの経緯等につきまして、説明は以上でございます。

○川越環境保全課長 環境保全課でございます。

引き続き、12ページをごらんください。

有明海、八代海の水質の状況について御説明いたします。

公共用水域に係る水質監視につきましては、水質汚濁防止法に基づき、熊本市など関係機関と協議して水質測定計画を策定し、常時監視を行っております。

環境基準の達成状況についてでございますが、海の汚濁の指標でありますCODにつきましては、70%から80%台で推移しております。また、富栄養化の指標であります全窒素、全リンにつきましては、近年変動はあるものの、ほぼ横ばいの状況にあります。

次に、(1)の水質の常時監視体制等でございますが、枠囲みにありますように、有明海、八代海を幾つかの水域に分けまして、環境基準点等を48地点設定し、年間6回から15回の測定を実施しております。

(2)の測定結果でございます。

まず、アの健康項目、いわゆる人の健康の保護に関する項目であるカドミウムなど24項目でございますが、全ての水域が適合しておりました。

次に、イの海の汚濁の指標でありますCOD、化学的酸素要求量の環境基準の達成状況でございますが、有明海では71.4%、八代海では72.7%となっております。

ウの富栄養化の指標であります全窒素、全リンでございますが、有明海、八代海ともに66.7%ございました。

13ページに項目ごとの濃度の経年変化を折れ線グラフで掲載しておりますが、両海域とも変動はあるものの横ばいの状況にあり、有明海よりも八代海のほうがやや低い濃度で推移しております。

次に、(3)有明海・八代海への汚濁物質の流入削減対策についてでございます。

環境基準を達成していない水域もあることから、引き続き、関係各県を含め、関係各機関と連携して取り組みを行います。

特に、海域環境への負荷の削減を目的といたしまして、条例等の改正を行い、平成20年4月からは、事業場排水からの汚濁物質の流入削減対策を強化しているところでございます。

水質の状況については、以上でございます。

○木村水産振興課長 14ページをお願いいたします。

水産振興課でございます。

有明海、八代海の漁業生産の状況ですが、下の図の左側図1に魚類の漁獲量の平成元年からの推移を示すグラフを示しております。黒丸が有明海で、平成25年は1,182トンで、20年前の平成5年と比較して38%、白丸が八代海で、同様に8,233トンと、73%となっております。

右側の図2にアサリの漁獲量を示しておりますが、有明海が平成26年が158トン、八代海が26トンと、両海域合わせて184トンと、ここ数年厳しい状況が続いております。

アサリの減少要因としては、有明海は、稚

貝の発生の減少、ホトトギスガイの繁殖による生息環境の悪化、広域大水害による泥土の堆積等が考えられ、八代海では、平成23年の大雨による大量死からまだ回復していない状況であると考えられます。

引き続き、15ページをお願いいたします。

養殖漁業の状況ですが、下の図の左側図3にノリ養殖業の生産状況を示しております。

赤腐れ病や珪藻赤潮の発生等、厳しい養殖条件のもとでの生産が続いておりますが、ここ数年10億枚程度の生産で推移しており、平成26年も両海域合わせて10億枚程度の生産となりました。

右側に、ブリ、マダイの養殖生産量を示しております。

平成23年から、赤潮による被害もなく、順調な生産が続いております。特に、白の四角でお示しましたマダイは9,100トンと、大きく増加しております。

水産振興課は以上です。

○小早川宗弘委員長 次に、議題1の②、有明海・八代海再生に係る提言について御説明をお願いいたします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の20ページから21ページにかけての施策等一覧の見直しをごらんください。

委員長、副委員長御了解のもと、一部を変更させていただきました。

平成16年当時、この表中ほどの区分欄に記載しておりますように、短期目標、中長期目標、継続して取り組む事項等、区分ごとに36の施策が提言され、各担当課で取り組みを進めてきました。

その後、10年余が経過し、例えば、提言の(1)の②上乗せ規制等のための条例改正や、④の漁場改善計画の策定などのように、既に取り組みを終え、施策名や短期目標といった

区分に合わない状況が生じております。

そこで、矢印の右側欄に示しましたとおり、他の類似の施策と統合するなど、施策名の変更も含めて19施策に整理、区分も廃止することとさせていただきました。施策を削除するものではなく、19施策の中で各項目の取り組み状況については報告してまいります。

資料の22ページをお願いいたします。

今回は、年度初めの委員会でございますので、これらの19施策につきまして、各担当課から順次説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○宮本下水環境課長 下水環境課でございます。

資料23ページをお願いいたします。

提言項目海域環境への負荷の削減に対します生活排水処理施設の整備促進と適切な維持管理の取り組みについて御説明いたします。

まず、1、施策の概要等の①提言の実現に向けたこれまでの取り組みですが、平成32年度末での汚水処理人口普及率を90%までに高めることを目標に、地域特性に適した生活排水処理施設の整備を促進し、あわせて施設の汚濁負荷削減効果を発揮させるため、下水道、集落排水施設への早期接続や浄化槽の適正管理について、市町村や関係機関と協力し、普及啓発活動に取り組んでいるところであります。

②の課題と今後の方向性についてですが、人口減少などの社会情勢の変化を踏まえて、早期の事業概成や長期的な視点での改築更新や運営管理などを基本方針とする新たなくまもと生活排水処理構想を策定することとしております。

また、維持管理においては、引き続き、汚濁負荷削減効果を発揮させるための普及啓発活動に取り組んでいくこととしています。

続きまして、2の平成26年度の取り組み実績について、右の欄で主なものを御説明いた

します。

(1)ですが、平成25年度末の汚水処理人口普及率は83.7%で、前年度と比較しまして1.5%上昇しております。

(3)ですが、昨年新設しました個人設置型の転換促進補助事業について、8市町村において実施し、また、国の補助基準に満たない市町村設置型補助事業については、3市町が実施しています。

(6)ですが、県有施設における合併処理浄化槽への転換につきましては、37施設に38基を整備しております。これによりまして、転換が必要な県有施設の整備は完了となります。

次に、3の平成27年度の取り組み予定でございますが、引き続き、上記(1)から(5)の事業に取り組むとともに、人口減少や老朽化施設の改築更新などの現状を踏まえ、未普及地域の早期整備や運営管理を基本方針とした新たな生活排水構想の策定に着手することとしております。

下水環境課は以上でございます。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の24ページをお願いします。

普及啓発活動の展開でございますが、1の施策の概要等の①のとおり、県下一斉清掃活動や出前講座などの啓発活動を実施してきましたが、参加者数が年々減少傾向にあり、啓発活動の一層の推進が課題となっております。

2の平成26年度の取り組み実績ですが、主に右側の欄、実績欄で御説明をしたいと思います。

(1)のくまもと・みんなの川と海づくりデーにつきましては、7月21日に、メイン会場である上天草市で実施、他の市町村でも、7月から11月にかけて行われております。

(2)の海域環境について理解を深めるイベ

ントについては、くまもと環境フェアでパネル展示や出前講座実演等を実施しました。

(3)の出前講座につきましては、幼稚園16園、小中学校46校で実施、2,179人が受講されました。

(4)のNPO団体と連携した調査については、みんなの川の環境調査に1,226人が参加されました。

(5)の自然環境講座については、荒尾干潟等をテーマとし4日間開催、延べ155人が受講されました。

最後に、3の今年度の取り組み予定でございますが、引き続き、上記(1)から(5)の事業に取り組んでまいります。

なお、(1)のみんなの川と海づくりデーにつきましては、今年度は、8月30日、メイン会場として八代市での実施を予定しております。

また、(2)に記載のとおり、10月2日から4日にかけて、八代市で開催される全国アマモサミットに合わせて、有明海、八代海の現状や保全活動について広く周知するための再生推進フォーラムを開催する予定としております。

説明は以上でございます。

○川越環境保全課長 資料の25ページをお願いいたします。

提言項目、海域環境への負荷の削減、工場、事業場の排水対策といたしまして、計画的な立入調査等を実施し、適正な排水指導に努めております。

1の①の提言の実現に向けたこれまでの取り組みでございますが、条例による上乗せ排水基準の適用区域の設定及び規制対象施設等を追加し、排水基準等を超えた事業場に対して、排水処理施設の改善や維持管理の徹底を指導しております。

内容といたしましては、まず、有明海、八代海に流入する全ての区域を上乗せ規制区域

といたしました。また、熊本県生活環境の保全等に関する条例で定めております米粉の製造業など7業種について、富栄養化の原因である窒素、リンを新たに規制対象項目として追加しております。いずれも、平成20年4月1日から施行しておるところでございます。

2の平成26年度の取り組み実績でございますが、規制対象となっております870事業場のうち、延べ434事業場に対し、立入調査を行い、排水の状況を確認しております。

排水の水質基準を超過した12事業場に対して、施設の運転ミス等の嚴重注意11件及び文書注意1件を行っており、その後の改善結果の確認等も行っております。原因は、ほとんどが施設の管理不十分によるものでございました。

3の平成27年度の取り組み予定でございますが、引き続き、各保健所を中心としました計画的な立入指導と排水の水質の確認等を実施しまして、水質基準の遵守状況の把握に努めることといたしております。

環境保全課は以上でございます。

○下舞農業技術課長 農業技術課でございます。

説明資料26ページをお願いいたします。

農業・畜産対策の農薬・化学肥料の使用量の削減でございます。

1の施策の概要等の①のこれまでの取り組みでございますが、環境保全型農業、特にグリーン農業の推進により、化学肥料や農薬使用量削減とともに、エコファーマーが全国4位となるなどの成果も出てきております。

②の今後の方向性としましては、グリーン農業の生産宣言や応援宣言を推進し、環境に優しい病虫害防除や土づくりの普及を推進してまいります。また、本年4月施行の地下水と土を育む農業推進条例の推進とあわせ、消費者や民間企業への理解促進活動等を県民運動として展開してまいります。

2の平成26年度の取り組み実績としては、地下水と土を育む農業の推進に向けた県民大会の開催やホームページによる消費者への情報発信、展示圃の設置などを行っております。また、生産宣言者が1万4,942件、応援宣言者が1万850件と増加しております。

3の平成27年度の取り組み予定としましては、さらに農業生産宣言や応援宣言を拡大するとともに、エコファーマーの認定促進、環境に優しい技術の導入など、農業者の取り組みを一層促進することとしております。

以上でございます。

○中村畜産課長 畜産課でございます。

27ページをお願いいたします。

家畜ふん尿の適正管理の継続についてでございます。

1の施策の概要ですが、平成16年11月から施行された家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、家畜排せつ物の適正管理等を指導しております。

2の平成26年度の取り組み実績でございますが、右の欄の②取り組み実績のとおり、年間を通して新たな不適正処理を防止するため、巡回指導を実施するとともに、ビニールシート等による簡易対応を行っている畜産農家33戸に対しては、経営形態に応じた施設整備利用を推進してまいりました。

また、毎年11月を畜産環境保全月間と位置づけ、市町村や農業団体と一体となり、重点農家への巡回指導を実施いたしました。

本年度におきましても、新たな不適正管理の発生防止や施設整備した堆肥舎の維持管理、適正使用を図るための巡回指導、簡易対応農家への施設整備利用を推進してまいります。

続きまして、28ページをお願いいたします。

耕畜連携による堆肥の広域流通についてでございます。

1の施策の概要ですが、県と農業団体が連携して、堆肥利用情報の収集提供、共励会などを開催して、堆肥製造技術の向上等を図ることとしております。また、稲わらや飼料用稲と堆肥との交換による水田への堆肥投入の推進や、高齢な耕種農家にかわって堆肥を散布する組織の整備などを進めることとしております。

2の平成26年度の取り組み実績でございますが、右欄の②取り組み実績のとおり、県農業団体で構成する熊本県耕畜連携推進協議会を中心に、くまもと堆肥ネットを活用した堆肥に関する情報を随時提供し、堆肥共励会及びセミナーを2月に実施いたしました。7月には農機具展において、11月には農業フェアにおいて、堆肥の利用についての情報提供及び啓発を推進いたしました。また、国の事業等を活用いたしまして、県内12カ所の堆肥舎を整備いたしました。

3の平成27年度の取り組み予定でございますが、本年度は、これまでの取り組みに加え、堆肥の広域流通をさらに進めるため、コーディネーターを配置いたしまして、畜産農家と耕種農家のマッチングを実施することとしております。

畜産課は以上でございます。

○平山水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

29ページをお願いいたします。

提言項目海域環境への負荷の削減のうち、養殖場対策についてでございます。

養殖場から排出される負荷の削減についてでございますが、施策の概要等1に記載しておりますとおり、魚類養殖による窒素やリンなどの環境負荷を削減するというものでございますが、これまで、漁場を適切に使用するため、漁場改善計画の策定を進めてまいりました。また、餌による環境負荷を減らすため、給餌管理を指導してまいりました。さら

に、養殖場から負荷された窒素やリンを吸収するため、海藻などとの複合養殖やプランクトンを食べる二枚貝類の養殖技術開発に取り組んでまいりました。

その結果、2の平成26年度の取り組み実績欄の右側②に記載しておりますとおり、漁場改善計画につきましては、全88漁場において策定され、底質調査結果などによる適切な漁場管理が進められているところでございます。給餌管理につきましては、適正給餌表等を使用しまして、指導を行ってまいりました。海藻養殖では、ヒトエグサの人工採苗を行い、養殖試験が各地で進められているところでございます。二枚貝養殖では、アサリについての養殖条件についての知見が得られたところです。

今後、漁場改善計画に基づく漁場調査や医薬品の適正使用の指導を継続して行ってまいります。ヒトエグサ養殖につきましても、今年度も人工採苗を実施し、新たな養殖漁場の開発を支援してまいります。

水産研究センターは以上でございます。

○赤羽森林整備課長 森林整備課でございます。

資料の30ページをごらんください。

森林整備の着実な推進でございます。

1番の施策の概要等でございますけれども、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図る観点から、基本計画に基づき、各種補助事業を通じて、植栽、下刈り等の森林に関する施策を計画的に進めております。

あわせて、県民参加の森づくり活動として、ボランティア体験の活動の場の設置すとか、下刈り、間伐作業の支援、安全指導等を通じて、県民の森林ボランティア活動への参加意識の高まりを講じております。

課題と今後の方向性ですけれども、木材価格の低迷等により、森林所有者の林業経営意欲が減退している中、所有者の負担を軽減す

るため、各種補助事業を積極的に活用するとともに、県民参加による森づくり活動の推進により、県民の理解、協力を得ながら、計画的に森林施業を実施していきたいというふうに思っております。

2番の平成26年度の取り組み実績でございますけれども、真ん中の箱の右側の実績のほうをごらんいただきたいと思います。1番の間伐につきましては、各種補助事業を通じまして、適切に間伐事業のほうを進めてきております。2番の森林ボランティア体験活動等でございますけれども、自然観察・森林体験教室を22回開催したりですとか、15団体に活動助成を行ったりと、着実に成果を上げてきたところでございます。

3番の平成27年度の取り組み予定でございますけれども、引き続き森林所有者等に助成を行うことで、なおかつ森林施業の集約化を図りつつ、効果的に森林整備を促進していきたいというふうに考えております。あわせて、県民参加の森づくり活動の推進につきましても、ボランティア体験活動を積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○長井漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

資料31ページをお願いします。

提言項目、干潟や海底等の保全・改善のための、施策、覆砂等による漁場環境の改善について説明いたします。

1の施策の概要ですが、干潟等の漁場環境改善のため、耕うんや覆砂、藻場造成等を行うものです。

2の平成26年度の取り組み実績でございますが、右欄②について説明いたします。

(1) 耕うんにつきましては、水深20メートル程度の海底4平方キロメートルを耕うんいたしました。その結果、水生生物等の増殖効

果が一定期間確認されました。

(2) 県営覆砂ですが、繰越事業で30.5ヘクタール、26年度事業で11.8ヘクタールを造成いたしました。また、八代地先では、6ヘクタールの造成を3月に発注しております。

(3) 藻場につきましては、4ヘクタールを造成いたしました。

3の平成27年度の取り組み予定ですが、左欄をお願いいたします。

(1) 耕うんにつきましては、クルマエビ等の生息環境の改善効果について検討いたします。

(2) 県営覆砂では、39ヘクタールを造成し、耕うんにつきましては、9ヘクタールを造成する予定でございます。藻場につきましては、6ヘクタールの造成を予定しております。

次に、32ページをお願いします。

提言項目、干潟や海底等の保全・改善のための、施策、新たな漁場環境改善策等の検討について御説明いたします。

1の施策の概要ですが、砕砂や海砂による覆砂漁場の効果調査や覆砂にかわるアサリ試験漁場の効果調査を行いました。また、藻場の増殖手法を開発するために、藻場の生息状況を把握いたします。

2の平成26年度の取り組み実績について、右欄②で説明いたします。

(1) 平成21年度に事業化した砕石覆砂漁場につきましては、効果調査を9月24日に実施しました。

(2) (3) 試験漁場のアサリ稚貝の着底状況や漁場の形状等の調査委託を4回と県独自の調査を1回実施いたしました。漁場耕うんやアサリ食害対策のための保護網設置の効果調査を実施いたしました。

(4) 効果的な藻場復元に向けて、減少要因の解明に向けてのモニタリング調査を行っております。

3番の平成27年度の予定につきましては、

(1) 砕石覆砂漁場について、砕石の効果評価を行います。

(2) アサリの試験漁場については、耕うんや食害対策の保護網等の効果調査を実施し、その結果を取りまとめる予定でございます。

(3) 畝型耕うん等の事業化に向けましては、候補地の探索を行います。

(4) 牛深町、苓北町の藻類生息調査及び天草町、牛深町の漁業者によります藻場回復の取り組みについて支援を行います。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の33ページをお願いします。

海砂利採取の縮小でございますが、1の施策の概要等の欄をごらんください。

(1)の平成20年1月に策定した海砂利採取削減計画に取り組んでいるさなか、(2)のとおり、許認可を受けた業者のほとんどが、長期間にわたり違法採取を行ってきたことなどを受けまして、平成25年3月に、3年間の予告期間を設け、平成28年度から、民間海砂利採取業者による販売を伴う海砂利採取を禁止とする有明海・八代海における海砂利採取に関する方針を策定しました。今後、この方針に沿って適切に運用してまいります。

2の平成26年度の取り組み実績でございますが、右の欄でございます。

平成28年度から、民間海砂利採取業者による販売を伴う海砂利採取が禁止となることを受けまして、それまでの間、課題等について情報を共有するために、骨材の動向や漁業振興上必要な覆砂、航路しゅんせつ、作れい等について、関係課との協議を2回実施しております。

3の今年度の取り組み予定につきましても、引き続き上記(1)に取り組んでまいります。

以上でございます。

○古森産業支援課長 産業支援課です。

資料の34ページをお願いします。

引き続き、海砂利採取への対応の法令の遵守・指導になります。

1の施策の概要等の①提言の実現に向けたこれまでの取り組みにつきましては、先ほど環境立県推進課から説明がありましたので、②課題と今後の方向性から説明いたします。

平成28年度以降は、販売を伴う海砂利採取の許認可は発生しませんが、覆砂等に伴う許認可や海砂利超過採取に係る過料等の徴収に引き続き取り組んでまいります。

2の平成26年度の取り組み実績ですが、海砂利採取の許認可は行っておりません。また、海砂利超過採取に係る過料等の納付状況は、右の表に記載のとおりです。

3の平成27年度の取り組み予定は、平成26年度に引き続き許認可への適切な対応を行うとともに、過料等の徴収に粘り強く取り組んでまいります。

産業支援課は以上です。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の35ページをお願いします。

1の施策の概要等欄をごらんください。

干潟の実態把握のために、県では、(1)の干潟等沿岸海域に関する報告書を取りまとめ、また、この報告書を受けて、(2)の土砂堆積調査及び将来予測を実施しております。その結果は、国や関係課、地元市町村に情報提供を行いました。

しかしながら、(3)に記載のとおり、作れいや覆砂等の対策に取り組んではおりません。抜本的な対策にはまだ至っておりません。抜本的な対策を講じるためには、泥質化の原因究明等が必要ですが、専門知識や技術、膨大な経費等を要するため、本県単独では困難であり、国に対し、その実施を要望し

てきたところでございます。

その結果、(4)に記載のとおり、国は、平成28年中をめどに、再生方策も含めた報告書を取りまとめ、さらに、今年度から、有明海において海底地形調査及び泥土堆積状況調査等を行うこととしております。

今後、引き続き、国に対して、泥質化の進行に対する要因分析及び再生方策の提示や予算の確保や事業メニューの拡充について強く要望してまいります。

2の平成26年度の取り組み実績につきましては、右側実績欄に要望活動の状況及び評価委員会等の開催状況を記載しております。

最後に、3の今年度の取り組み予定でございますが、引き続き(1)及び(2)に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○木村水産振興課長 水産振興課です。

36ページをお願いいたします。

提言項目は、水産資源の回復による漁業の振興です。マダイ等の栽培漁業及び資源管理型漁業の推進でございます。

中段2の平成26年度の取り組み実績をお願いいたします。

(1)ですが、栽培漁業の推進につきましては、県内9市5町37漁協で構成されます栽培漁業地域展開協議会で計画、実施されておきまして、お示しましたように、マダイ等の魚種の種苗放流を行っております。また、この事業の基本になります県の栽培基本計画につきまして、国が示します指針に基づき、平成27年から平成33年までの基本計画を策定いたしました。

(2)ですが、造成された藻場への種苗放流について、先ほどの地域展開協議会の啓発指導を行うとともに、天草市五和町地先に4ヘクタールの藻場造成を行いました。

(3)ですが、放流事業の放流効果を把握するため、水揚げ状況の調査を行っております。

また、あわせて、休漁日などの設定を盛り込んだ17件の資源管理計画を策定し、着実に実施することで資源の回復に努めております。

3の平成27年度の取り組みでございますが、これらの施策に継続して取り組むこととしております。加えて、有明海沿岸4県連携によるクルマエビ、ガザミの放流、鹿児島県とのヒラメの放流など、他県との連携に取り組むこととしております。

引き続き、37ページをお願いいたします。

アサリの資源回復に向けた取り組みについてです。

中段2の右側、平成26年度の取り組み実績をお願いいたします。

(1)ですが、県営事業による覆砂事業を、有明海で42.3ヘクタール、八代市八代港地先において、荒瀬ダム堆積砂を用いた約6ヘクタールの造成を実施中です。

(2)ですが、アサリ資源回復に向けて、漁獲サイズのアップや漁獲量の制限等を盛り込んだ資源管理計画を22件策定し、着実な実施に向けて指導を行っております。

これら資源管理の実践に加え、母貝の放流、漁場の耕うん、保護区の設定、人工稚貝の放流といった積極的な資源増殖に取り組んでおります。また、各地先におきまして、網袋に砂利などを入れた袋を干潟に設置して、積極的に天然に発生した稚貝を集めることも実施しております。

平成27年度も、引き続きこれらの施策に取り組んでまいります。

引き続き、38ページをお願いいたします。

八代海を中心に行っております魚介類養殖について、環境に配慮した持続的な養殖漁業の推進についてでございます。

中段2の右側、平成26年度の取り組み実績をお願いいたします。

(1)について、環境に配慮した持続的な養殖業の推進のため、いかだ面積、収容密度の

低減等を盛り込んだ漁場改善計画の移行を指導いたしました。また、養殖場の底質調査や、(2)に示しますように、水産用医薬品の適正使用等の指導を行っております。

また、(3)に示しましたように、近年取り組みが盛んになっておりますカキ類の養殖につきまして、技術指導を行っております。

また、(4)に示しますように、これまで水産研究センターで開発試験を行ってまいりました魚粉配合量を低減した飼料の開発につきましては、試験の結果や大学、企業等での開発試験結果をもとに市販化が進んでおり、開発試験を終了しております。

平成27年度も、引き続き、(1)から(3)の事業に取り組むこととしております。

続いて、39ページをお願いいたします。

ノリ養殖業の推進についてです。

中段2の平成26年度の取り組み実績をお願いします。

(1)に示しますように、環境変化に対応した持続的生産が可能な養殖スケジュールの指導等を実施しております。また、その中で、酸処理剤の適正使用と使用量の低減に向けての指導を行っております。養殖期間中は、栄養塩の状況や病害の調査、指導を行い、今後の持続的な生産に向けては、協業化の必要性を漁協に指導しております。

(2)について、水産研究センターでは、環境変化に対応した品種の開発を行っております。特に、雨が降ったときの低比重に対応した品種の開発を行っております。

平成27年度も、これらの取り組みを継続して行います。

○平山水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

40ページをお願いいたします。

提言項目、調査研究体制の充実です。国や大学などの研究機関との共同研究の推進という施策についてでございます。

施策の概要等①に記載しておりますとおり、有明海、八代海の研究を高度化、加速化するため、大学や国立研究開発法人水産総合研究センターや関係県との共同研究を推進するとともに、水産研究センターにおいても研究の重点化を図ってまいりました。

その結果、2、平成26年度の取り組み実績欄に記載しておりますとおり、赤潮調査では、それぞれの海域で、水産総合研究センター、関係県、漁協や大学などと連携した調査を行っております。また、より高度な研究を行うため、九州大学や熊本大学、県立大学などと共同研究を実施しております。さらに、窒素やリンを吸収するヒジキ、トサカノリやヒトエグサなど海藻類の増養殖やアサリ、ハマグリなど二枚貝の資源回復のための研究を進めております。

平成27年度につきましても、現場のニーズを踏まえた上で、より効果的な研究推進に取り組んでまいります。

水産総合研究センターは以上でございます。

○木村水産振興課長 41ページをお願いいたします。

提言項目が、諫早湾干拓事業に係る中・長期開門調査の実施についてでございます。

県といたしましては、有明海の抜本的な再生に向け、環境変化の原因究明のためには、開門調査が必要であるとの意見を、これまで機会を捉えて国に要望してきたところです。

施策の概要等についてお願いいたします。

国は、(1)の平成20年の佐賀地裁の判決及び(4)の平成22年の福岡高裁の判決の確定により、一度開門調査のための環境アセスメントを行ったところございまして、県からは、(5)に示しますように、開門調査時による漁業被害の発生があった場合に、補償を含めた対応策等を講じることの意見を提出してきました。

しかし、(8)に示しますように、高裁が示した期限を過ぎても開門調査は行われず、そのため、県では、(9)に示しますように、国に対して、さらに要望を行っております。

42ページをお願いいたします。

右側の取り組み実績でございますが、⑦に示しましたように、最高裁の判断により、現在、国は、開門してもしなくても制裁金を支払う義務を負うこととなり、⑨に示しましたように、制裁金の総額は、9月時点で1.8億円を超えております。

また、(2)開門調査に係る県の動きといたしまして、開門調査の必要性については、国に伝えるとともに、再生に向けては、4県が連携した取り組みがさらに必要であることをあわせて伝えております。

今後も、機会を捉えて開門調査の実施に向けて要望を行っていくこととしております。

引き続き、43ページをお願いいたします。

国に対する開門調査の要望にあわせて、さらに4県が協調した取り組みを進めるように、また、海底に堆積する泥土の調査の実施について、要望、検討してまいりました結果、下の表にお示しますように、平成26年度事業内容に加え、4県連携で、アサリ等の重要二枚貝の浮遊幼生の調査を実施することとなりました。

また、中ほどにお示しております、漁業者から効果があるとの評価をいただいております海底耕うん事業につきましては、面積を拡大するとともに、最下段にお示しましたように、農政局による海底地形の調査及び泥土堆積状況の調査について実施することとなっております。

水産振興課は以上です。

○小早川宗弘委員長 それでは、議題1の③有明海・八代海等の再生に向けた県計画に関する平成27年度事業について説明をお願いいたします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の44ページをお願いします。

有明海・八代海再生に向けた熊本県計画に関する平成27年度事業についてでございます。

表には、1から9まで、県計画に定めた事項別に、今年度取り組む事業数及び予算額を記載しております。なお、事業数、予算額については、複数の事項にまたがるものを重複して計上しています。合計とは一致しませんので、御了承ください。

重複分を除くと、今年度は、59件、約211億円の事業に取り組んでまいります。昨年度当初予算と比較しますと、21億円、約9%の減額となっております。これは、平成24年7月の熊本広域大水害からの復興のために、平成24年度から行ってきました白川・黒川河川激甚災害対策特別緊急事業の減額などによるものです。

資料の45ページ以降に個別の事業概要を添付しておりますが、各課からの説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○小早川宗弘委員長 それでは、議題2、地球温暖化対策に関する件について説明をお願いしたいと思いますが、まずは、①地球温暖化に関する現状について説明をお願いします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の59ページをお願いします。

地球温暖化に関する現状等についてですが、まず、(1)のこれまでの県の温室効果ガス削減目標について簡潔に説明させていただきます。

平成18年3月策定の第3次県環境基本計画

におきまして、本県の温室効果ガス総排出量を、平成22年度に平成2年度比6%削減することを目標に設定しました。

下の図1をごらんください。

真ん中の棒のところに記載しているとおり、基準年度比8.6%減少となり、目標の6%削減を達成しております。

その後、温暖化問題に対する国の動向に不確定要素がある中、第4次県環境基本計画では削減目標を定めず、現在は、県総合エネルギー計画に基づきまして、平成32年度末における新エネルギーの累計導入量と省エネルギー等による削減相当量の合計が、原油換算100万キロリットルとなることを目指して、温暖化対策を推進しているところでございます。

資料の60ページをお願いします。

(2)の県の温室効果ガス総排出量の推移ですが、下の図2をごらんください。

平成22年度に増加に転じ、平成24年度の総排出量は1,350万7,000トンと、平成2年度以降2番目に多い排出量となりました。これは、東日本大震災以降の火力発電の割合の増加により、化石燃料の消費量が増加したことが原因と考えられます。

なお、図の右側参考欄には、大震災前と同じ条件でCO₂排出量を計算した場合について記載をしております。

資料の61ページをお願いします。

(3)の県の温室効果ガス排出量の部門別内訳でございます。

一番左の図3をごらんください。

少し文字が小さくて申しわけございませんが、産業部門が3割以上を占めておりまして、最も多く、次いで、家庭、運輸、業務部門となっております。また、真ん中の図4は、部門別排出量の推移を示しております。平成22年度以降の伸び率は、運輸部門を除き全て増加しております。基準年度からの伸び率は、家庭部門で最も顕著となっております。

す。

なお、一番右の図5でございますが、CO₂換算前のエネルギー使用量の推移を示したものです。

産業部門では、抑制傾向を維持、運輸、業務も、近年は減少している一方、家庭部門は増加傾向が続いており、今後の対策に反映させていく必要があると考えております。

資料の62ページをお願いいたします。

(4)の国の温室効果ガスの削減目標をめぐる状況です。

ことし12月の国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議、いわゆるCOP21に向け、6月初めにドイツで開かれましたG7サミットにおきまして、平成42年度までに平成25年度比で26%削減という国の目標案を、安倍首相が世界に向けて表明されました。京都議定書採択以降の経緯について、参考としてまとめております。

最後に、(5)の県の今後の温室効果ガス削減目標でございますが、国における今後の削減目標等を踏まえ、今年度策定する第5次環境基本計画において、本県の温暖化対策における新たな削減目標を設定する予定としております。

地球温暖化に関する現状等につきまして、説明は以上でございます。

○小早川宗弘委員長 それでは、議題2の②地球温暖化対策に関する提言への対応について御説明をお願いします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の63ページをお願いします。

平成21年3月、当時の環境対策特別委員会において、①産業・業務その他部門、②運輸部門、③家庭部門、④二酸化炭素吸収源対策部門について、特に表の一番左側でございますが、(1)から(4)の項目に関し、重点的に取

り組みを追加し、強化することを求める提言がなされ、各担当課で取り組んでいるところでございます。

本日は、(1)から(4)までの提言項目に沿いまして、各担当課から順次その取り組み状況を説明しますので、よろしく願いいたします。

引き続きまして、当課から説明をさせていただきます。

資料の64ページをお願いします。

提言項目(1)の事業活動における取り組みの推進です。

提言は、一定規模以上の事業所に対し、排出削減の計画作成や排出量の報告を求めることなどを内容とした条例を制定し、経済界と連携した対策の推進を求めるものです。

平成22年3月に地球温暖化の防止に関する条例を制定し、取り組みを進めてきたところですが、事業者の自主的な取り組みの一層の推進が課題となっております。

2の平成26年度の取り組み実績欄をお願いします。

(1)の計画書制度の円滑な運用でございますが、まず、①の事業活動温暖化対策計画書は、事業所からの温室効果ガス排出量の削減目標や取り組み計画書、報告書を県に提出し、公表するものでございます。

②のエコ通勤環境配慮計画書は、従業員の通勤用自家用車の温室効果ガス排出量の削減目標や取り組み計画書、報告書を県に提出、公表するものでございます。

③の建築物環境配慮計画書は、一定規模以上の新築等を行う建築主が、環境配慮計画書を県に提出、公表するものでございます。計画書制度も開始から6年目となり、優遇措置の導入等により、任意参加の事業所もふえ、定着してきたと考えております。

資料の65ページをお願いいたします。

(2)の事業者への情報提供、支援についてでございます。

まず、(ア)の熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議でございます。

ことし1月に開催をし、基調講演や推進員による地域事例発表等を実施しました。また、平成25年12月に開設したウェブサイトで、個人や事業所に対して、くまもとらしいエコライフ宣言を募集、エコライフの定着に取り組んでおります。

次の(イ)の省エネセミナー等の開催、(ウ)のエコアクション21導入セミナーの実施、(エ)のくまもとライトダウン+(プラス)などの事業を通して、普及啓発に取り組まれました。

なお、エコアクション21とは、ISO14000シリーズを簡素化したもので、コスト的にも中小企業などが取り組みやすい環境管理システムでございます。

次に、(オ)は、国の再生可能エネルギー等導入推進基金事業を活用し、県や市町村の防災拠点や避難施設等へ太陽光発電や蓄電池などの再生可能エネルギー等の導入を推進するものです。昨年度は、25市町村等で37事業、県有施設4事業で実施をしております。

(カ)の中小企業への省エネ設備等の導入支援や、(キ)のビルエネルギーマネジメントシステムについては、県産業技術センターへの導入や環境センターの環境学習への活用、それから、(ク)の市町村が行う積極的、先進的取り組みに対する支援、(ケ)の新エネ、省エネの情報共有やくまもと県民節電所サイトの運営支援など、事業者を巻き込んだ取り組みを実施しております。

そのほか、(コ)の国のエネルギー・地球温暖化政策等について情報収集し、事業者への情報提供等を実施しました。

資料の66ページをお願いします。

3の今年度の取り組み予定でございますが、(1)の条例に定める計画書制度については、事業所への指導や助言等、より効果的かつ着実な運用に努めてまいります。

また、(2)の事業者への情報提供、支援につきましても、熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議を中心に、くまもとらしいエコライフの一層の拡大を図るなど、引き続き、(ア)から(ケ)の啓発事業に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○前田交通政策課審議員 交通政策課でございます。

資料は67ページをお願いします。

公共交通機関の利用に係ります提言についてでございます。

1の提言の概要ですが、運輸部門の温室効果ガス排出量の5割強を占める自家用自動車から公共交通機関への切りかえが促進されますよう、ノーマイカー通勤運動の強化やバス路線再編に係ります関係機関の協議への支援、そして、パーク・アンド・ライドの普及促進や公共交通機関相互の乗り継ぎの円滑化について御提言いただいております。

2の平成26年度の取り組み実績でございます。ポイントを絞って御説明いたします。

まず、(1)ノーマイカー通勤運動の強化でございます。

(イ)でございますが、平成26年4月16日に、ノーマイカー通勤パレードを約200名の御参加をいただいて実施いたしました。

次に、(エ)の電気自動車等の普及促進につきましては、まず、(a)でございますが、平成22年度に策定した熊本県EV・PHVタウン構想に基づき、県内に急速充電器5基、普通充電器26基を整備いたしました。また、EV2台を導入し、次世代モビリティの普及促進に向けたPRツールとして環境イベント等で展示いたしました。

68ページをお願いいたします。

次に、(b)でございますが、平成25年6月に、本田技研工業株式会社と低炭素型社会の実現と地域の活性化を目的とした包括協定を

締結し、超小型モビリティの普及をテーマに社会実験しております。

平成26年度は、県内自治体の公用車、観光地でのレンタカー利用、県内企業の事業用車両としての利用及び一般モニターへの貸し出し等を実施してまいりました。

次に、(3)乗り継ぎの円滑化でございます。

(イ)のJR豊肥本線を活用した空港ライナーの試験運行についてですが、運行開始からことし3月までの利用者数は延べ21万2,000人を超え、1日の利用者数も着実に増加しております。

続きまして、69ページをお願いします。

3、平成27年度の取り組み予定でございます。

引き続き、(1)のノーマイカー通勤運動の強化に向けた各種取り組みや、(2)のバス路線再編に向け、関係機関と連携をとって協議してまいります。

また、(3)の乗り継ぎの円滑化でございますが、引き続き、パーク・アンド・ライドの周知、広報、実施箇所の拡大に向けて検討を進めてまいります。

公共交通機関の利用促進につきましては、以上でございます。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の70ページをお願いします。

提言項目(3)の家庭における取り組みの強化でございますが、提言は、家庭における省エネ行動の実践や省エネ家電製品の購入促進のための民間活力による仕組みの構築を求めるものです。今後は、きめ細やかな啓発や支援等の充実が課題となっております。

2の平成26年度の取り組み実績欄をお願いします。

(1)のライフスタイルの転換に向けた啓発でございます。

まず、(イ)からお願いいたします。

(イ)の節電街頭キャンペーンや総ぐるみくまもと環境フェアなど、各種イベント、広報イベントの実施、(ウ)の地域の学習会への講師派遣などの普及啓発に取り組みました。

資料の71ページをお願いします。

(エ)の家庭の省エネアドバイス講座では、専門家による個別アドバイスを実施、(カ)のグリーンカーテンの普及では、県庁舎や地域振興局など30の県有施設で実施をしております。

(キ)の地球温暖化防止活動推進員の地域における活動や地域協議会の設立支援のため、県の地球温暖化防止センターと連携して、推進員の意見交換会など、支援を実施しております。

次に、(2)の行動を促す仕組みの構築でございます。

まず、(ア)の九州版炭素マイレージ制度ですが、これは、九州7県で協働し、節電や環境保全活動等に参加した人に道の駅やコンビニなどで利用できるポイント券を交付する九州エコライフポイント制度に平成25年10月から取り組んでおります。

(ウ)では、住宅におけるLED照明など、省エネ設備の導入支援を実施しました。

資料の72ページをお願いします。

3の今年度の取り組み予定でございますが、(1)では、先ほど御説明いたしましたように、増加傾向にあります家庭の省エネ促進に向け、くまもとらしいエコライフを県民運動として展開するために、引き続き(ア)から(キ)の事業に取り組み、きめ細やかな啓発に努めてまいります。

(2)では、九州版炭素マイレージ制度の認知向上などを中心に、引き続き(ア)から(ウ)の事業に取り組んでまいります。

(3)家庭における取り組みの強化について、説明は以上でございます。

○赤羽森林整備課長 森林整備課でございます。

資料の73ページをお願いいたします。

森林吸収源対策の推進でございます。

1番の提言の概要等といたしましては、県土の約6割を森林が占める本県において、森林吸収量確保のために講ずべき施策ということで、これの実現のために、森林所有者の負担の軽減に向けた取り組みに一層努めることということと、あと、企業、法人等においては、社会貢献活動や環境問題への取り組みに対する意識が高まっているため、二酸化炭素吸収量の証明制度等を活用し、企業の森づくりを促進されたいということとなっております。

課題といたしましては、森林所有者の負担軽減と企業等の森づくりの促進ということでございます。

26年度の取り組み実績、2番でございますけれども、森林所有者の負担軽減ということで、(1)ですけれども、市町村や森林組合の関係者等への各種補助事業の説明、指導を行い、事業の推進を図っております。

実績といたしましては、間伐の実績が以下のとおり挙がっております。

(2)の企業等の森づくりの促進についてですけれども、これは主に2つの柱で行いまして、1点目は、(ア)の条例に基づく施策でございます。企業等が自主的に行う森林づくり活動に対しまして、26年度は森林吸収量の認証書を12者に交付いたしました。

2点目は、次のページにまいりまして、(イ)の県有林におけるクレジット認証の取り組みでございます。五木村の県有林140ヘクタールの間伐による二酸化炭素吸収量につきまして、クレジット認証を受け、販売をしており、26年度の販売実績は資料のとおりとなっております。

また、(ウ)のとおり、クレジット取引の活性化を目的に、クレジットを購入された方が

使用できるロゴマークを作成いたしまして、販売促進に努めてきたところでございます。

3番の27年度の取り組み予定でございますけれども、(1)森林所有者の負担軽減、(2)企業等の森づくりの促進、両方におきましても、引き続きこれらの取り組みを推進いたしまして、一層努めてまいることといたしております。

以上でございます。

○小早川宗弘委員長 それでは、最後の項目になりましたけれども、議題2の③地球温暖化対策に関する平成27年度事業について説明をお願いします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の76ページをお願いします。

地球温暖化対策に関する平成27年度事業についてでございます。

下の表には、県計画に沿って、(1)から(5)までの事項別に、27年度に取り組む事業数、予算額を記載しております。

重複分を除きますと、今年度は48件、約49億円の事業に取り組んでまいります。昨年度当初予算と比較しますと、10億円、約16%の減となっております。

これは、市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業において基金を造設して、平成24年度から28年度までの5年間で取り組んでいるものですが、昨年度までに金額ベースで約7割を終え、今年度約5億1,000万円余の減額となったこと、また、県庁新館へのLED導入事業が終了し、約4億4,000万円余の減額となったことなどによるものでございます。

資料の64ページ以降に個別の事業概要を添付しておりますが、各課からの説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○小早川宗弘委員長 以上で執行部からの説明が終了しましたが、まず、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について質疑を受けたいと思いますが、どなたか委員の先生から質疑はありませんか。

○村上寅美委員 質問の前にちょっと確認したいんですけど、農林水産部長は何で出ないの。何か事情があるの。

○田代環境生活部長 環境生活部長の田代でございますけれども、生産局長と水産局長がかわりに出ているということで、かねてより環境生活部長が執行部代表ということで出ております。

○村上寅美委員 環境は、これだけのスキームをよくやってくれてると思うんだよな。しかし、これは、有明海、八代海の再生のための環境立県くまもとの中で、これだけ環境が協力してくれてることはわかるけど、これは、有明海、八代海の漁場で、漁民の最終的な目標は、漁場を振興しなきゃいけないのに、何か差し支えがあれば別だけど、そうでないなら、やっぱり部長が当然出とかなないと、総合的なことはわからぬのじゃないかと思うがね。

だから、俺は、2月議会で質問したとき、あえて知事答弁を求めたわけよ。それは、何かというと、有明海、八代海というけど、これは4県にまたがるとるね、事業が。4県にまたがって、そして、これは国レベルに持っていかなくちゃいけない大きな——これは私に言わせれば、川辺以上の問題ですよ、県政としては。

その辺の認識を考えるなら、農林水産部長が、委員会は当然出るだろうけど、特別委員会に出ていいんじゃないかと思うんだけど

ね。よく検討してちょうだい。何かあれば別だけど。それが1点。

それから、質問に入ります。

11ページに、今言った4県だろうと、クルマエビ共同放流事業というのがあるけど、これは今現在、何年も共同事業をやっているということはよくわかっている。成果も前は出とったから。漁業者から直接耳に入ってくるのよ、僕には。この2～3年が、ほとんど前の1割か2割しかとれないというような状況が入ってくるものだから、その辺は君たちは追求して、過去どれだけ放流して、どれだけの成果だったかという過去の調査を持っているのかどうかということを、委員長、ちょっと聞きたいんだけどな。

○木村水産振興課長 クルマエビにつきましては、委員がおっしゃるように、高いときには17%の混入率がございましたが、近年は1%程度で推移しております。

○村上寅美委員 そういうのを言わなりたい。それは原因は何ですか。

○木村水産振興課長 やはり底質の低下等が、全国のクルマエビ漁獲量の低下については、そういう原因であるというふうに言われておりますので、今年度から、この放流事業の中でも底質等の調査をあわせて行うことで計画しております。

○村上寅美委員 それをぜひお願いしたいと思う。

今、有明海というのは、すぐ諫早湾という話が出てくるけど、それはそれとして、4県としてやっていることだから、長崎と佐賀のせめぎ合いもあるけど、そういうのだけしとっても漁業者はもたぬですよ、現在は。

というのは、間違いなく50年間県が認可して、漁連を中心に工業用の覆砂はとってある

じゃないか、数年前まで。だから、禁止にまでこれはなったんだから、再生問題で。28年度から全面禁止ということになったんだから。その過去の反省をした場合、やっぱり砂は工業用に50年もとった。残ったのはヘドロだけなんですよ、有明海は。それが1つ。

それから、島原・雲仙の眉山の崩壊、このヘドロも大したもんだそうですよ、有明海に流れてきているのは。だから、そういうことでもヘドロの蓄積ということをどうするかという大きな問題があるから、これ処分しなきゃいかぬ。

そのため、僕は知事に質問したとき、4県の知事で早速協議に入ってやってくれてるようだな。3カ年間に於いて、このヘドロの実績を国のほうで調査するというので、もう調査に入ったことまでは知っているけど。だから、これはもう一つの人工島、大築島じゃないけど、人工島をつくるぐらいのヘドロがあるんですよ。

だから、こういうのを国に要望すると同時に、県で、どこにそのヘドロの堆積を——これは今後の問題でいいんだけど、するかというようなことは、やっぱり検討して、国として、3年、2年ででもできるような話で、ぜひ強くこれは要望しておきたいと思います。

答弁はないだろうから、答弁は要りませんけれども、そういうことです。

○岩中伸司委員 放流の関係で先ほど説明をいただきました。

36ページに、放流の具体的な、マダイが104万尾、それぞれ、ヒラメ、いろいろ書いてありますが、それは今調査中というのが、今もどれだけ収穫できるか、収量があるかというのは、調査中ということだったんですが、今の17%から1%に下がったというのが、そのことですかね。

○木村水産振興課長 クルマエビにつままし

ては、DNAを使った調査でありますとか、尾肢を短くとって見た形では調査を続けておりまして、ここ数年減少傾向が見られます。

また、マダイにつきましては、ここ数年、天然の発生量が多うございまして、大体100匹とりまして何匹入るかというところでは7%程度で推移しております。これに対して、ヒラメのほうは25%程度で推移しておりますので、これらを複数年放流したものが漁獲されるという形でB/Cを出してみますと、マダイのほうで大体3.7程度ではないかと。これは魚の値段にもよりますが、ヒラメのほうで1.7ぐらいということで、放流効果としては、このマダイ、ヒラメにつきましては、十分果たしているのではないかとこのように考えております。

○岩中伸司委員 非常に、今有明海、八代海の現状が、ずっとやっぱり悪化しているように思うんですね。ですから、漁獲量もずっとやっぱり下がってるし、魚もそうですが、貝もそういう状況なんですね。

ですから、このやっぱり再生というのは、今いろんなことで取り組まれていますけど、私は、ずっと従来から、やっぱり潮流の変化というのが、物すごく大きな影響があるんじゃないかなと今でも思っていますが、この辺はわかってないんですね、今も。これからも国が中心に調査するという先ほどの説明がございましたので、それは今わからないと思いますが。

○木村水産振興課長 平成28年度、来年度でございまして、有八の総合調査評価委員会の中でも、そういう潮流の変化等につきましても、シミュレーション等を用いた結果について考察が出ると思います。

○佐藤環境立県推進課長 評価委員会でございますが、平成18年の12月に一度報告がなさ

れております。そのときに、いろんな考察がなされておりますが、潮流、それから漁獲量の減少等のメカニズム、そういったものについては、まだまだ課題が残っておりまして、それらにつきましては、今度28年中に諸課題について海域別に整理をされると聞いておりますので、その結果を期待しているところでございます。

○岩中伸司委員 大変難しい問題ではあるというふうに思いますけれども、28年の調査結果を、いい結果が出るような形を求めたいというふうに思っていますので、期待をしておきたいと思います。

○城下広作委員 11ページ、同じページだから、ついでに聞きます。

この3年間で集中的に海底地形調査とか泥土堆積の調査をするというんですけれども、それは、ある程度例えば砂利をとったところ、これも集中的にするのか、満遍なく全体的にするのか、この辺の調査の考え方というのをちょっと確認したいと。

○木村水産振興課長 海底地形調査につきましては、農政局が直接調査をすることになっております。3年間をかけまして、ことしは、緑川沖の海底地形につきまして、機械を使った調査を、大体48平方キロメートルについて行います。また、泥土の堆積状況につきましては、主要な河川の沖合に向かいまして5キロ程度を5点とりまして、潜水による泥をとりまして、その構成成分ですとか、そういうものを調査するようになっております。これを一応3年間の予定で行うことにしております。

○城下広作委員 例えば、過去に砂利採取をした地域で、かなりそこが想像以上に深いだろうとか、こういうところの分で、どのくら

い実際に深さがあるのか、ここのピンポイント的なことはやらないんですか。

有明海の地形も、ある意味では異変といたしますか、極端な影響があっているところによって、結果的には、先ほどの論議をよくしていた漁業の影響とか、いろんなことに関連するかもしれないから、その辺の考えも持つべきではないかな。どのくらい影響があつてゐるかわからないけれども、その辺のことは、こちらのほうから注意して調査の対象にするようなことも考えがあつていいのではないかと。

例えば、これは全然現実かわかりませんが、荒尾の炭鉱のかいわい、あの辺は結構陥没しているという話も聞くけれども、それが事実か事実でないかわからないし、それがどれだけ影響しているかしてないかと、そんなところの調査をしないと、いろんな影響も考えなきゃいけないという。やれるものはやるということも、あつてはいいのではないかと、これはどうなんでしょうかね。

○木村水産振興課長 調査海域につきましては、こちらからも要望可能ですので、今後の農政局とのいろんな意見交換の場で申し述べていきたいと思えます。

○城下広作委員 それを対象にちょっと考えていただければというふうに思えます。

○西岡勝成委員 ことしの梅雨の雨量は、例年よりも倍ぐらいということで、この後照り上がると赤潮が心配な部分があるんですけども、私も、きのうも上ってくる宇土半島を見ながら、海のほうを見ながら来たんですけども、かなり赤潮に近いような状況の部分もちょっとあつたので、気にしながら来たんですが、この調査をされて、富栄養の全窒素とかリンとかCODの調査というのは、年に6回から10何回されると、これは平均値なん

ですか。

○川越環境保全課長 CODにつきましては、それぞれの検査をしたやつで判断をする、窒素、リンにつきましては、平均値で判断をすることになります。この12ページの枠囲みの中に書いておりますように、有明海と八代海、それぞれにCODと全窒素、全リン、水域の分け方が細かく違っております。そういう形で違っておりますので、なかなか環境基準の達成状況というものが判断しにくいといえますか、判断する濃度といたしましては、例えば、CODが、2ppmから8ppmまで3種類に分かれていたりとか、窒素、リンにつきましても、それぞれ3種類に分かれておるといような状況でございますので、平均値をとったやつとそれぞれの項目で判断するというやつとございます。

さらに、有明海におきましては、他の関係3県、福岡、佐賀、長崎等もございまして、そちらのほうのデータも含め合わせた上で、環境基準の達成状況等は判断しております。

○西岡勝成委員 この豪雨の後の状況と、普通の雨が余り降らぬ、余りないようなときの状況とは、随分差があると思うんですね。例えば、富栄養化した、要するに川から流れ込むわけですから、そこで太陽の光が当たってプランクトンが異常発生するのが赤潮なんですよけれども、そういう状況が、今、例えば6月の時点は、この数よりもかなり高いところにあるんじゃないんですか。どうですか、その辺は。

○川越環境保全課長 基本的に、調査をするときは、日にちを予定しておりまして、豪雨の後に調査をするとか、豪雨のないとき調査をするとか、そういうふうな決め方ではなくて、例えば、有明4県は一緒の日に調査をし

ようじゃないかとか、そういう形で調査をしておりますので、豪雨の影響でこうだったと、豪雨のすぐ後に調査をしているわけではございませんので、その結果については明らかな違いというのはちょっと把握しておりません。

○平山水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

西岡委員のほうから先ほどからお話のあったおりました赤潮についてでございますけれども、現在、有明海、八代海の赤潮を対象とした調査を、定期的に週に1回ぐらいの割合で実施いたしております。

6月につきましては、この大量の降雨がある前に、一番八代海で問題となっておりますシャトネラの細胞数がふえて警報を発令したところでございます。幸いにいたしまして、その後の降雨によりまして栄養塩が供給されて、シャトネラと競合いたします珪藻類がふえて、シャトネラが現在抑えられているという状況でございます。

今後、この降雨によってふえた珪藻類が栄養塩を消費し尽くした後、水温の上昇とともにシャトネラの細胞数がどうなるのか、そこは注意深く水産研究センターのほうでも調査を続けてまいります。

○西岡勝成委員 前回、何年前かな、天草で大赤潮が発生した、もう7～8年ぐらい前になると思う……。

○平山水産研究センター所長 平成21年、22年、2カ年続けて被害が出ております。

○西岡勝成委員 あの時も、要するに九州北部で大雨が降った後に、あの赤潮だったもので、私も非常に気にしながら、そこで、いろいろ、藻場の造成とか、ヒトエグサとか、ヒジキとか、そういう海藻類の栽培について

も、いろいろ研究を重ねていただいて、広めていただいていることは、非常にいいことだと思うんですが、きょう見ながら、鳴り物入りで出たクマモト・オイスターの話が一言も出てこぬ。これはやっぱりいかぬと思いますよ。

私は、この今のクマモト・オイスターの状況はわかっていますから、県議会の先生方これだけおるんですから、みんなにやっぱり今の実情はちゃんと説明して、カキも非常に汚染された汚濁水を回収できる能力を持った貝だということで、一つは導入してる部分もあるし、多額の予算をつけてきてるんだから、今が厳しい状況にあらうがなかろうが、やはり現状を説明すべきだと思いますけれども、局長、その辺はどうですか。

○平岡水産局長 きょうクマモト・オイスターの話がなかったという点は、非常に申しわけなく思っております。今度また改めて御説明させていただく機会を設けさせていただきたいと思いますが、まずは、現在の状況について御説明いたしますと、夏場の高水温、それからしけによる揺れ等のストレスで貝がへい死する。また、夏場に成熟した後にへい死するというようなこと、そういった状況がいろいろわかってきておりますので、今年度から、いろいろ考えられる実験等を今進めているところでございまして、一つは、夏場を陸上水槽で飼育して、秋口になって種苗を配付し、秋から冬にかけて成長させて、5月ぐらいから出荷するという、いわゆる短期養殖ということに今取り組んでいるところでございます。これにつきましては、通常よりも早い時期に産卵させまして、できるだけ大きいやつをつくって秋に出荷するということ。

それから、もう一つは、今までの方法になりますけれども、夏場、産卵によるストレスをかけないような形で、小さ目のサイズを海で養殖しまして、それを長期間養殖するとい

う長期養殖になりまして、今そういった課題がわかってきておりますので、今考えられる対策を講じ、総合的に取り組んでいるところでございます。ということで、また説明をさせていただく機会を設けさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます

○西岡勝成委員 よろしく。我々応援団ですから、ぜひ、やっぱりこれだけ鳴り物入りで、みんな県民の期待も大きい予算でやっているものですから、ぜひ成功するように、いろいろな考え方はあると思いますけれども、その辺も含めて御議論をいただいて、いいカキができるように頑張ってください。

○坂田孝志委員 先ほどからヘドロの話も出ておるようでございますが、八代海のことについてでございます。

吉田委員も末松委員もおいででございますが、八代海、不知火海の湾奥部、これはもう死んでますよね。もう堤防から1,000メートルぐらい行ったところと陸地と変わらないぐらいですね。海のほうがそれだけ高いわけです。それに伴って、当然排水もできないですね。農業のほうでも困っておる。

そういう中に、たしか平成19年か20年ごろだったと思いますが、国のほうで、これは抜本的な対策を取り組もうと。環境省だとか、国交省だとか、農林水産省とか、いわゆるまたがっているものですから、国の調整費ということで8,000万円余だったと思いますが、それに基づいて、いろんな施策、今後やる施策を示されたと思っておりますが、それについてどなたか御返答できますでしょうか。

○佐藤環境立県推進課長 今坂田委員がおっしゃったのは、平成19年に、農林水産省と水産庁、林野庁、それから国交省が連携して行

いました干潟化による影響緩和方策検討調査のことではないかと思えます。

確かに、これ行われております。また、そのほかにもいろいろ検討が行われておりまして、かなり前に地元の要望を受けまして、不知火干拓の先端部を閉め切る淡水湖化ですとか、住宅用地、レクリエーション用地としたらどうかなど、いろんな検討がなされているのは承知をしております。

私も何回か現場を視察に行ってまいりましたが、確かにかなり干潟が上昇しておりまして、非常に堆積をしていたところでございます。それで、湾奥部、海水交換の悪化ですとか、塩分濃度の低下等によりまして、残念ながら漁業生産には適しているとは言いがたい状況になっていると承知しております。

それで、現在の状況を見てもみますと、財政状況ですとか、周辺海域の水質悪化への懸念とか、希少種を含むような野生動植物の生息地であることなども明らかになっておりますので、非常に大規模な開発ですとか、そういったことは、これまで以上に困難性を増しているのではないかなと考えております。

地元からは、後背農地の排水問題について要望が再三あっておりまして、それにつきましては、豊川樋門での定期的なフラッシングですとか、あと、昨年度までに、排水機場が老朽化しておりましたので、そういったものの更新ということで対応してきたと聞いております。それ以外については、地元を確認しましたが、それ以上の要望は今あっていないというふうに認識しております。

それと、もう一つ、利活用についてでございますが、平成18年に私どもで策定しました対応方針の中でも、利活用をしていくということが記載されておりまして、そういったことも、地元の要望などを聞きながら、地元の地域資源を生かしました環境教育とか、自然体験とか、そういった場として利用を今検討しているところでございます。

○坂田孝志委員 これについては、湾奥部の関係市町村でも、もう本当に強い要望を唱えとるわけです。もう海として使えないものですから。だから、今こういう時期に干拓をして海を潰すというのは、なかなかこれは世論の理解が得られないということで、先ほども村上委員もおっしゃったように、ヘドロを集めて、人工島を3つか4つつくと。数字的にも300億円余のあれが示されたと思うんですよ。どこに行ってしまったのかと。せっかくのあすこを再生する絶好の機会だったのに、何かいっちゃんわけのわからぬごつ、勉強会とか、何かそういう野鳥が住んでいるから、何かそんなものだったです。野鳥にもいいでしょう、そこに人工島をつくれば。農業排水も、それは出るようになりますから、一挙両得、一遍にこれは3つも4つもプラスになるような話だったんですけれども、もう一回これは国のそういうところとお話をさせていただいて、ぜひ、そういうものが実効あるものをやりたいと思います。

こういうのがやっぱり赤潮なんかに関係すると思うんですよ。やっぱり汚れた水が、不知火海、八代海一面に流れていくわけですから、ぜひそういうことを詰めていただきたいと、こう願っております。委員長、よろしくお願いいたします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

今先生がおっしゃった検討は、たしか平成8年の3月に全庁的に検討されておりました、先ほどもちょっと申し上げましたが、不知火干拓の先端部で閉め切る淡水湖化ですとか、工業用地、それから住宅用地、レクリエーション用地など、造成して利活用できないかという可能性を検討されたとなっております。

その内容を見てみますと、いずれも、国の事業採択の困難性ですとか、必要性から、す

ぐに取りかかることは困難ということで取りまとめてあったように思います。

また、現在は、財政状況ですとか、特に湾奥部につきましては、希少種といいますか、シオマネキとか、ムツゴロウとか、ズグロカモメとか、クロツラヘラサギ、非常に希少種を含む野生動植物の生息地となっていることから、非常に埋め立て自体が困難性が増しているのかなというふうに考えております。もう一度前回のそういった計画書あたりを確認してみたいと思っております。

○田代環境生活部長 大分それから時間もたっておりますし、今人工島の話、新しい提案といいますか、前からあっている提案でございますけれども、もう一度国のほうともいろいろ提案しながら、平成19年のときに、国がおっしゃったような額をつけて検討はされているんですけれども、そこまでの検討はされてなかったということでございます。

また、人工島といいますか、抜本的に、潟土というか、泥土をどこに持っていくかというところを含めて、それとあと、山、川、海のつながりの中で、そもそもその砂をどういうふうに海のほうまで持っていくか、今泥だけしか行っとらぬというところもあるとか、そういうような関連も含めて、今たまっている泥を、まさにどういうふうに処分するかというところも、国のほうと一生懸命検討していきたいと思っております。

○坂田孝志委員 今環境部長おっしゃいましたけれども、そして、先ほどが佐藤課長、村上委員もおっしゃったように、やはり農林水産省サイド、八代海を再生するという、そういう観点が幾らか欠けてはおりませんか、皆さん方の考え方で。どうもその環境からこれを捉えられるんですね。いささか趣を異にするとと思いますが、もう少し海をよみがえらせるんだと、それが本当でしょう。

私も、この委員会で委員長をして、この提言を取りまとめさせていただいた本人でありますけれども、そこの観点がいささか欠けると思っています。だから、農林水産部長が来てないでしょう。ほかの委員会は、スポーツ委員会とか、高速委員会だから、農林水産部長は来れるんですよ。ここに来て、筆頭部長がそれをやっぱりきちんと示さないと、この本旨にいささか欠けてますよ。

環境も、それは関係しますけれども、やはり漁業者の方々は見ずに、水産にかかわる方々の資源回復が大きな目的としてあるとするならば、当然、やっぱりそれにかかわる担当部長は、ちゃんとそこに座って、その推進に向けて努力するのが、その役割ではなかろうかなと、このように思うところでございますので、ぜひ、そこは含めて、そして国と協議してください、国と。県の考えじゃない、国と。国から——やっぱりそのために有八法があるわけでしょうが。ぜひお願いしたいと思います。

○村上寅美委員 関連だけど、余り言うけど、忘れとった。

八代海の湾奥というのは、どこば指して言いよつと。

○坂田孝志委員 湾奥です。松橋、宇城、宇土半島から不知火干拓の手前。

○村上寅美委員 なるほど。わかりました。

○前川収委員 今、坂田委員の御発言もありましたが、28年度中に再生方策を示すということは、国が公言なさってるわけでしょうから、今のお話を含めて、28年度中にどういう再生方策というものが示されるかによって全然変わってしまうと思えます。

例えば、今の御意見が、国が認めてそういったものをやるかやらないか、そういったも

のが、有明海の再生にとって有効か有効ではないのかという科学的な根拠も含めて、これだけ時間をかけて示してきているわけでありますから、そういう調査もしてきているわけでありますから、28年度中の再生方策の——もう来年ですよ。来年度中ですよ。

ですから、どういうものが組み立ていくのかというものを、やっぱり県なりにしっかりとこの皆さん方と協議をしながら、やっぱり国が示すとはいえ、県で、生活実感のある漁業者の皆さんの御意見であったりとか、そういったものも反映していただくような動きをしていかないと、国が再生方策を示した後で、今のお話みたいなやつが全くなくて、もう方策が28年に示されたら、それ以外のことを事業化するのはかなり難しいと思えますよ。

ですから、そういうものをちゃんと視野に入れた国に対する行動をやっぱりちゃんととっていかなきゃならないということだと思いますから、その方法について1つ。

それと、もう1つ、ちょっと細かい話ですけども、八代海の再生といいながら、海砂利をばりばりとして、そして超過までとってやってきて、大変なショッキングな事件がありましたね。そして、県は、超過過料で2億1,600万、それから不当利得返還金で1億円、34ページですね、海砂利の採取業者に対して罰金を科しているわけですね。

久しぶりに見たら、まだ1,600万しか払ってなくて、残り3億円以上の過料の残がっているわけですが、これは、要は返還計画かなんかをつくって、何年間で1年に幾らずつちゃんと払いますよという計画なのか、そのときそのときあるしこ払うという計画なのか、その中身を教えてください。2つです。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

28年中に評価委員会の報告書が示されると聞いております。確かに、示される方向性、

それから、示された再生策を次に確実に施策につなげることで、これが重要であると考えておりました。また、その地元の意向を具体的に提案してこそ実現につながると考えておりますので、水産部局、関係部局連携をしまして、具体策について検討をして、国に対して、方向性について、あるいはメニューの拡充、それから実行に移すための予算の確保について、要望活動は強化をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○村上河川課長 河川課でございます。

34ページの海砂利の超過採取に係る御質問についてお答えします。

34ページの表のとおり、現在、請求額に対しまして、納付額が1,600万強ということで、5.1%程度の徴収にとどまっております。私どもといたしましても、超過採取を行った業者に対して、過料と不当利得返還請求を行っておりますが、督促状を出し、定期的な催告、また財産調査も行いましたが、全額を納めるまでの業者の財産状況ではありませんでした。

それで、現在では、不定期ではございますけれども、少額の納付を任意に行ってもらっているところでございます。一応分納計画書も提出するよう求めてはおりますが、まだ完全にうちのほうで認められるだけの分納計画書が出てきておりません。

なかなか各事業者の経営状況が厳しくて徴収も難しい状況ではございますけれども、今後も、定期的に事業者を訪問するなどをして、粘り強く徴収に取り組んでまいりたいと思っております。

○前川収委員 最初の再生方策が、来年度、28年度中に示されるという前提であれば、当然、農林水産省や環境省等々が連携しながらつくっていくやつだと思っておりますので、情報を

しっかり集めていただいて、内容についてしっかりこの場ででも議論できるような共有をさせていただく。もちろん、最終的には国が決めるということ、これはもうわかっておりますが、その中に地元の意見を反映していただく行動をとるというのは、別に悪いことじゃなくて、むしろ当たり前のことだと思っておりますので、よろしく申し上げます。答弁は要りません。

それから、もう一つは、今お話があった34ページの過料の件なんですけれども、これだけのことをやっというて、あとはもうお金がありませんみたいな世界であるかもしれませんが、普通は分納計画書をやっぱり出させて、これはやっぱり10年かかろうが100年かかろうが、ちゃんと分納いただくという姿勢が大事だと思います。

その際に用心してほしいのは、事実上の一企業ですからね、相手は。法人です。法人は、解散することも、倒産することも、これは当然できるわけですね。その会社はなくなりました、事実上のオーナーというか権限者は、ほかの会社をつくって、同じことをやっというふうなことで、責任だけを逃れるということも——これは一般論ですよ。ここがどうこうじゃなくて、一般論としては世の中にはよくある話ですから、その辺にも注意をしていただきながら、やっぱりこれだけ有明海の再生、八代海の再生というようにことに対して、委員会までつくって我々が真剣にやっているさなかにも、いわゆる違法に海砂利の採取が行われていたという事実ですね。これは今じゃないですよ、過去において。

有八の議論をあれだけやりながらやっというたさなかに違法採取があったということ。これは事実ですから、そういった事実についてはやっぱり重きを置きながら、今後そういうことがないようにしっかり徴収をしてもらうということをやってください。どの辺かで、も

うこれは不良債権だから切りますと、県は時々やるでしょう。何とか処理というのを、不納欠損処理とかなんとかといろいろやりますけれども、そんなのはしないで、やっぱりこういうことをやっちゃだめなんだということ、しっかり県民やいろんな関係者に対してもわかるようにしていただければと思います。答弁は要りません。

○小早川宗弘委員長 ほかに何か。

○山本伸裕委員 諫早湾の干拓の問題で発言させてもらいたいんですけども、県の今年度事業総数が59事業、211億円という。この取り組みはしっかり取り組んでおられると思いますし、引き続き頑張っていたきたいと思うんですが、やっぱり大もとを考えれば、何で、ずっと皆さんが頑張って対策事業をやって、にもかかわらず赤潮が発生する、漁獲量が少なくなる、ノリが色落ちすると。こういう状況を考えたときに、やっぱりその原点に立ち返って、一回開門調査をして調べてみよう、そして、開門をすることによって、どう環境の変化、改善が生まれるのか調べてみようじゃないかと、これが福岡高裁の確定判決なんですよ。これにのっかって、これに従って開門調査をするべきなんですよ。

ところが、国のほうは、2つの義務が衝突しているとか、国はどっちの立場に立つこともできないとか言って、仮処分が下されたことを理由にして開門調査をしないわけけれども、2つの立場にどっちにも立てることができないと言いながら、片方は開けと言っって、片方は開かないと言っるとるわけだから、何もしないということは開かないという立場に立つとるわけですよ。だから、そういう国の姿勢に対しては、やっぱり確定判決に基づいて、直ちに開門調査をやりなさいということ、県としてしっかり言うべきだと思

うんですね。

先ほど、説明の中に4県と国との話し合いというようなお話がありましたけれども、必ずしも4県が足並みそろってない状況ですから、熊本として、しっかり国に対して開門調査しなさいということ、その4県の話し合いの場というようなところに依拠するだけではなくて、しっかりやっぱり意見を言うべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○木村水産振興課長 今月10日に国への要望の活動を行いまして、農林振興局整備部農地資源課に書面と口頭で開門調査の必要性を要望してきたところです。国としましては、やはり司法の場で一定の解決をするしかないという回答でございましたが、今後も機会を捉えて要望のほうは続けていきたいと思っております。

○山本伸裕委員 やっぱり国の言い分が、仮処分の決定がある、福岡高裁の判決がある、2つの義務が衝突しているみたいなことを言うわけですけども、そもそも仮処分の中で何が言われとるかという、ちゃんと被害が生じることについては対策をとってやるべきだというようなことで、開門することに対して絶対だめだと言ってるわけじゃないんですよ。だから、そういったことも含めて、きちっと国に対しては、確定判決に従って開門しなさいというようなことを、毅然としてしっかり言ってもらいたいというふうに思います。

以上です。

○小早川宗弘委員長 それでは、ほかにありませんか。

○村上寅美委員 12ページの2番の環境基準の達成の状況で、大体3分の1ぐらいが達成

しとらぬというような、有明海、八代海の達成率がしてない。これが数字が出とるけんようわかるたい。あとの3分の1をどういう計画を持っているのかをちょっと聞きたいけどな。

○川越環境保全課長 環境保全課でございます。

環境基準の達成状況につきましては、先ほど少し述べましたように、環境基準の判断自体が、CODで3種類、窒素、リンで3種類というような形で、濃度によって分かれておりますので、非常に判断としては難しゅうございます。この枠内の下線を引っ張っているやつが環境基準を達成していなかった水域でございます。どちらかという沿岸域に近い部分でございます。

○村上寅美委員 後の計画ば聞きよっとたい。

○川越環境保全課長 後の計画につきましては、100%を目指しているところではございますが、いろんな施策とともにやっていて、当課のほうで水質を把握しておくということになります。

水質の部分で、先ほど西岡先生の質問で、CODとか窒素、リンとかは平均値かという話がありましたけれども、先ほどCODにつきましては個別にという言い方をしましたが、あくまでも各地点の平均値をとって個別に判断をするということでございますので、CODも基本的には平均値という形でございます。

○村上寅美委員 もう答弁要らぬけどね、東京湾とか、大阪湾とか、戦後、車で通るだけで臭くて通れなかったというような湾が、今もう清流化されて、スズキでもウナギでも全てが東京湾のすしのネタというぐらいになっ

ているということは、これは、石原慎太郎知事時代から、近隣の県に上下水道を管理しないと流すなというぐらい厳しく言ったから、東京湾に流れている近隣県は、みんなもう整備が終わってああなっているんですよ、私が聞いた範囲では。

だから、その辺のところも、委員長、ぜひ我々も勉強して、そして執行部も勉強して、有明海のは日本一のすしのネタと、夢でもなかわけだから、それを目標にして、ぜひやってもらいたい。これは答弁要らない。そういうことです。だから、東京湾を引き合いに私は質問したわけですよ。

○吉永和世委員 久々に環境に帰ってきたのであれなんです、うちの地元で今出てきている話が、水がきれいになり過ぎとっとじゃなかろうかという話が出てきてますね。逆にそれだから魚がとれないというような、そういった考え方も出てきている部分があります。

水質基準は、もう達成している、でも、底質環境というのが、それにまたプラスアルファされてくるんでしょうけれども、水質基準はもうこれ以上は要らないんじゃないかぐらい我々の地域はすごくきれいになっているので、場所によってやっぱり水質環境というのも違ってるんだろうというふうに思いますし、どこまで目指すんだというのは、さっき100%目指すと言われましたけれども、100%目指したからといって、先ほど話がありました、水産資源の再生が果たしてできるものなのかというのは、これまたクエスチョンマークだろうというふうに思いますので、そこはしっかりと再生、どこまで再生すればいいのかというのはしっかりと持った中で再生と言わないと、ただ水がきれいになっただけで再生というだけじゃ、結果、それに結びつくのかというのは、ちょっと疑問があります。

ある県によると、海に肥料をまいているという県もあるというふうに聞いてますから、あえて海に肥料をまく県があるということは、余りきれいになり過ぎているからそうなのかなと、単純にこう思うんですけども、そういった環境を目指してるわけじゃないだろうというふうに思いますので、しっかりとそういう目指す環境を明確に持って中でやらないと、何か逆におかしくなっていくような感じがするので、そこら辺の再生、有明海的环境と八代海的环境、そして天草灘の環境というのは違うはずなので、目指す部分はしっかりと明確に持って中でやらないと、全て同じという形じゃおかしいだろうというふうに思うので、そこをしっかりと明確化していただいてやったほうがいいんじゃないのかなというふうに思うので、そこら辺はぜひ、答えられるんだったら、答えていただければと。

○田代環境生活部長 一応環境基準を決めたときには、水産サイドからの水産有用生物の基準というところを、どういう海の使い方をするかということで、環境基準のランクを決めております。ということで、適切なランクを環境基準としております。

おっしゃるとおり、余りにも有機物も何も無いというところには、魚も何もすみませんし、ゴカイとかそういう底生の小さな生物もすみません。それは豊かな海といえますか、再生の姿ではないというふうに我々も思っております。

具体的ではないかもしれませんが、魚なんかは、やっぱり藻とかそういうものがやっぱりないと生きていけませんので、そういう単なる数字上のやつだけではなくて、生態系がうまくでき上がっているかというところを見ながら、あるべき再生の姿というのは、農政部のほうと水産のほうと一緒に考えていきたいと、そういうところを目指してい

きたいというふうに思っております。頑張ります。

○吉永和世委員 そういう目指すところをしっかりと決めてやらないとだめだと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○小早川宗弘委員長 それでは次に、地球温暖化対策に関する件について質疑はありませんか。

○前川収委員 部長の言葉の中でも、温暖化対策で、COP21、京都議定書のときには、相当吸収源対策について言及がございました。今回、部長の御挨拶の中にも、排出削減の促進という、排出削減対策というものについて力を入れられていますが、吸収源対策については、御挨拶の中で触れられませんでした。言葉がなかった。まあそれはいいです。

それはいいんですけども、全体的なトーンとして、今回これから提案されていくのであろうと思いますけれども、国が示していく削減対策の中で、どうも排出削減対策に特化し過ぎて、吸収源対策のほうが、前の京都議定書のときよりも後退しているような気がして仕方がないんですけども、その点については何か情報を持ってらっしゃいますか。教えてください。

もっと具体的に言えば、昔は、京都議定書のときは、削減対策が何%で、うち吸収源対策で何%というのが明確に言われてまして、赤羽さんか誰かが知ってるでしょうけれども、8.1%とかなんとかって言ってたよね。

○赤羽森林整備課長 森林吸収源対策、京都議定書の削減割合、最初のときは、6%のうち3.8%を森林吸収源ということで対応してきております。

今は、恐らく、たしか我が国が、京都議定書の何というんですか、今の計画上は批准し

ていないというか、とりあえず自主目標ということでやっておると思いますけれども、その中においても、たしか6%のうちの3.8よりも高い割合で森林吸収源対策というのが位置づけられているというふうに理解しております。

○田代環境生活部長 済みません。私の説明不足ですが。

吸収源対策につきましても、重要な温暖化対策として進めておりますし、また今後も進めたいと思います。

それから、森林吸収源の示す割合については、本県では、大体10%ぐらいは、削減効果といいますか、CO2削減効果があるというふうに思っておりますけれども、またこの計算方法等については、国のほうの計算方法等がまた示されると思いますので、再度、その10%というところについては、これからの県の環境基本計画の検討の中で固めていく、あるいは再算定し直すということになるかと思っております。重要と思っております。

○前川収委員 確かに原発がとまって以降、発電のためのCO2がふえてるということ、これはもう事実だと思います。誰だってわかっていることだと思いますが、とはいえ、もちろん排出されるCO2を削減していくことは大きな課題です。でも、我々の生活にも相当影響が出てしまうことで、経済発展までとまってしまうようなむちゃなことはやっぱりできない。

ただ、吸収源対策は、かなり我々にとって負荷の少ない形の中でやっていける部分がたくさんあるというふうにも思っておりますので、ぜひ吸収源対策しっかり進めてください。答弁要りません。

○西岡勝成委員 ソーラーパネルのことでちょっとお聞きしたいんですが、この前関東を

襲った竜巻あたりでかなりひどくやられておりますが、あれ、風速何メートルまで大体耐えられるようになっているんですか。

○村井エネルギー政策課長 済みません、ちょっと今のところ手元に数字がございませんので、調べて。

○西岡勝成委員 というのが、民家の近くに結構ありますよね。台風あたりも大型化するし、ああいうのが飛んで、仮にほかのところに損害を与えたら、保険あたりは入っておるのかね。そういうのもちょっと心配な部分があったものですから、その辺はどうなっているのか。

そして、耐用年数が20年か25年、あれは廃棄するものの計算まで入れてあるのか。もうかることばかり考えて、後で廃棄物として処分するときに金が非常にかかるという話も聞いたことがあるんですけれども、その辺はどうなってるんですか。

○村井エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

20年たった後につきまして、耐用年数を過ぎて、廃棄がふえるということは、環境省のほうも見込んでおりまして、リサイクルや処分方法についてまとめた廃棄の指針を、来年3月ぐらいまでにつくるというふうに、これは事業者向けの指針を作成するというふうに聞いております。事業者向けの指針を作成するという……（小早川宗弘委員長「もう少し大きな声で」と呼ぶ）

○西岡勝成委員 事業者が責任をちゃんと持つようなことになっているんですか。

○村井エネルギー政策課長 そうですね。きちっと言いますと、環境省が来年3月までに、リサイクル推進、あるいは適正処理を促

すための事業者向け指針を作成し、事業者に対して指導を行っていくというふうに聞いております。

○西岡勝成委員 要するに、設置する段階では、その義務は負わせてなかったんですね。

○村井エネルギー政策課長 後で調べてお答えします。

○西岡勝成委員 あちこち設置してあるものだから。

○小早川宗弘委員長 ほかにございませんか。

○山本伸裕委員 済みません、短時間で終わります。

地球温暖化対策の一つの大きな注目点として、再生可能エネルギーによる発電というのがあると思うんですけれども、農山漁村再生可能エネルギー法が制定されて、土地とか、水とか、バイオマスとか、そういう資源が豊富に存在しているわけで、こういったものの活用で、やっぱり地球温暖化にも貢献するし、同時に、それだけじゃなくて、農林漁業者の収入がふえるとか、コストが削減できるとか、あるいは間伐によって山林の整地だとか、あるいは家畜の排せつ物の適正処理とか、こういった効果が期待できると思うんですけれども、これが昨年9月に電力事業者が接続回答保留ということで、非常に大きな問題になっているわけなんですけれども、これについての見通しなり県の対応ということについてお尋ねしたいんですけれども。

○村井エネルギー政策課長 再生可能エネルギーにつきましては、九州電力の系統連系接続の回答保留で非常に混乱したところがございます

いますけれども、固定価格買い取り制度の見直しが示されまして、太陽光発電については、今後、なかなか、今までのように伸びていくのは難しいだろうと思いますが、地熱、小水力、あるいは熊本県においては余り導入が促進されてない風力等については、まだまだ再生可能エネルギーとして導入が促進されていくものと思います。今まではちょっと太陽光が突出して伸びてたところが、ほかが追いついていくという形になるのではないかと推測しております。

○山本伸裕委員 地域で、この再生可能エネルギーへの関心、意欲というのが高まっていると思うんですよね。だから、やっぱりそういう意欲をそがないような方向で、ぜひ国に対しても取り組んでもらいたいし、全国知事会のエネルギー対策特別委員長の群馬県知事が、このエネルギー接続、できるだけ多くの再生可能エネルギーが接続可能となるようにぜひ取り組んでほしいというふうにおっしゃっているわけで、熊本も、非常に、やっぱりそういう意味では資源が豊富にあるわけで、県知事も積極的な発言をぜひお願いしたいなと思います。

○小早川宗弘委員長 よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終了したいと思います。

続きまして、付託調査事件の閉会中の継続審査についてお諮りをいたします。

付託調査事件については、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき議長に申し出ることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

特に、きょうがいろいろな御指摘をいただいたかと思いますが、農林水産部長の

参加の件であるとか、あるいはオイスターの報告であるとか、あるいは八代湾奥部に関しての国の動向とか、平成28年度の動向がどういふふうになっているのか情報収集、それから東京湾奥部の事例も紹介していただきましたので、そういった部分について次回報告できるものがあれば報告をしてください。

その他に移ります。

その他で、私のほうから1つ御提案がございます。

閉会中の視察の件についてでありますけれども、委員会でいう委員派遣というのは、本来、会議規則81条により、委員会として、これを議長に申し出ることになっています。

しかしながら、緊急な委員会視察が必要な場合に、委員会をそのたびに開催するのが不可能な場合がございますので、そこで、所管事務に係る閉会中の委員派遣の目的、日時、場所等につきましては、私委員長に一任ということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認めます。私に一任していただきたいと思います。そのように取り計らいます。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして、第2回有明海・八代海再生及び地球温暖化対策特別委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後0時14分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

有明海・八代海再生及び地球温暖化対策特別委員会委員長